

出生届を出された父母の皆様へ

出生の届出に伴って、以下のような様々な手続きがございます。（主なものは次のとおりです。）

お忙しいところ恐縮ではございますが、書類の記入やその確認のために時間がかかることがあります。あらかじめご了承くださいませますようお願い申し上げます。

※手続きに関する詳しいこと、掲載されている以外のことについては各担当課にお問い合わせください。

対象となる方	手続きの内容	手続き窓口
障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給されている方	障害基礎年金受給権者胎児出生届及び国民年金遺族基礎年金額改定請求の届をしてください。	保険年金課 (1階)
出生届を出された方	子ども医療費受給者証交付の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・年金 656-6531 ・医療 656-6530 ・国保 656-6528
国民健康保険に加入している世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険加入届をしてください。 ・出産育児一時金の支給申請の手続きをしてください。 (母親が国民健康保険に加入している場合) 	
出生届を出された方	乳児一般健康診査受診票及びすくすく手帳、予防接種・健診の案内があります。	健康推進課 (1階) 656-6526
第1子が生まれた方（公務員以外の方） ※独立行政法人にお勤めの方は、「公務員以外の方」扱いとなります。	出生の翌日から 15日以内 に児童手当新規認定請求の手続きをしてください。手続きが遅れると手当をもらえない月が発生する場合があります。	児童福祉課 (1階) 656-6520
児童手当を既に受給されている方 (公務員以外の方)	出生の翌日から 15日以内 に額改定請求の手続きをしてください。手続きが遅れると手当をもらえない月が発生する場合があります。	
児童扶養手当を受けている方	額改定請求または関連諸届をしてください。	
同一世帯に既に保育園に入所している児童がいる方	入所児童の保護者が家庭状況（変更）報告書を提出してください。	

岩手県滝沢市役所 市民環境部 市民課 電話（直通）019-656-6512（代表）019-684-2111

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地

東部出張所 電話 019-688-1562

滝沢市のホームページもご覧下さい。 <http://www.city.takizawa.iwate.jp>